

介護予防特定施設入居者生活介護
特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

介護付有料老人ホーム

Life View

ライフビュー長居公園通り

重要事項説明書

記入年月日	令和5年4月1日
記入者名	小八重 直美
所属・職名	施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)かぶしきがいしゃ あれい 株式会社 ALLEY	
主たる事務所の所在地	〒 583-0881 大阪府羽曳野市島泉5-11-1	
連絡先	電話番号/FAX番号	072-931-1165 / 072-931-1190
	メールアドレス	info@life-view.jp
	ホームページアドレス	http:// www.life-view.jp/
代表者(職名/氏名)	代表取締役 / 小山哲敬	
設立年月日	平成 15年10月22日	
主な実施事業	※別添1(事業者が運営する介護サービス事業一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)かいごつきゆうりょうろうじんほーむ らいふびゅーながいこうえんどおり 介護付有料老人ホーム ライフビュー長居公園通り	
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
所在地	〒 546-0023 大阪府大阪市東住吉区矢田2-15-12	
主な利用交通手段	近鉄南大阪線「矢田」駅より徒歩約5分	
連絡先	電話番号	06-6654-6886
	FAX番号	06-6654-6887
	ホームページアドレス	http:// www.life-view.jp/
管理者(職名/氏名)	施設長 / 小八重 直美	
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	平成 24年5月1日	/ 平成 24年4月26日

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	大阪社第324-1 2770803357	
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 24年 5月 1日	
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	大阪社第324-1 2770803357	
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 24年 5月 1日	

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	～							
	面積	1,153.4 m ²							
建物	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新	なし			
	賃貸借契約の期間	～							
	延床面積	2,585.7 m ² (うち有料老人ホーム部分 m ²)							
	竣工日	平成	24年4月5日		用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：					
	階数	4階		(地上		4階、地階		0階)	
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	60戸		届出又は登録(指定)をした室数			60室 ()		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18~18.9	60	1人部屋
共用施設	共用トイレ	9ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			0ヶ所		
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			4ヶ所		
	共用浴室	個室	3ヶ所				ヶ所		
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1ヶ所				ヶ所		その他：
	食堂	3ヶ所		面積	60.0 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	なし	
	機能訓練室	3ヶ所		面積	60.0 m ²				
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				1ヶ所			
	廊下	中廊下	2.03 m		片廊下	m			
	汚物処理室	3ヶ所							
	緊急通報装置	居室	あり		トイレ	あり		浴室	あり
脱衣室		あり							
その他	通報先		各フロア		通報先から居室までの到着予定時間			10~20秒	
その他	健康管理室、多目的室								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり		火災通報設備	あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		加齢などによって自立した生活が困難になった入居者に対して、家族的な環境の下で常に個人を尊重した姿勢で向き合い、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、介護、機能訓練その他必要な日常生活上のサービスを提供する事により、安心と尊厳のある入居生活の質の向上及び入居者家族の身体的または精神的負担の軽減を図る
サービスの提供内容に関する特色		ライブビュー長居公園通りは最寄駅から徒歩圏内の立地です。居室は全室個室で、車椅子対応トイレを完備し、約18㎡と十分な広さを確保しているの、ゆったりと暮らして頂けます。浴室も各階に設置しており、それぞれの階で入浴が可能、食事フロア移動することなく食して頂けます。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	調理：蔵セントラルキッチン株式会社
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	桜希会東朋病院・在宅山田クリニック・まつばら内科・消化器クリニック
	提供方法	年2回の健康診断
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表）
虐待防止		<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関する責任者は、管理者の小八重直美です。 ・従業者に対し、虐待防止研修を実施している。 ・入居者及び家族等に苦情解決体制を整えている。 ・委員会で定期的に虐待防止の為の啓発、周知等を行っている。 ・職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
身体的拘束		<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束は原則禁止としており、3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たし、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られ、緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合には、入居者の身体状況に合わせ、方法、時間期間（最長1ヶ月）を定め、状況、理由を記録する。また、家族等へ説明を行い同意書を頂く。（継続して行う場合は概ね1ヶ月毎） ・経過観察を記録する。 ・2週間に1回以上、検討会議等を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善の取組み等について検討する。 ・3ヶ月に1回、身体拘束・リスクマネジメント委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供機関等を記載した特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。 ・計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいように説明し、同意を得た上で交付するものとする。 ・計画に基づくサービスの提供開始から、少なくとも月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。 ・計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う。 ・計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な入居者に対して、介助を行います。また、嚥下困難者に合わせた食事形態や流動食等の提供を行う。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上入浴（全身浴・シャワー浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行う。
	排泄介助	介助が必要な入居者に対し、トイレ誘導、排泄介助やおむつ交換を行う。
	更衣介助	介助が必要な入居者に対し、上着、下着の更衣介助を行う。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な入居者に対して、室内の移動、車椅子、ベッドへの移乗介助を行う。
	服薬介助	あり 介助が必要な入居者に対して、配薬確認、服薬介助、服薬確認を行う。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	入居者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣等の日常生活動作を通じ訓練を行う。
	レクリエーションを通じた訓練	入居者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや体操、歌唱等を通じた訓練を行う。
	器具等を使用した訓練	なし
その他	創作活動など	なし
	健康管理	常に入居者の健康状態に注意すると共に、健康保持の為の適切な措置を行う。
施設の利用に当たっての留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・外出または外泊しようとする時は、その都度、外出または外泊先、用件、施設へ帰る予定日時等を届け出る。 ・身上に関する重要な事項に変化が生じた時は、速やかに施設に届け出る。 ・喧嘩、口論、泥酔などその他、他人に迷惑を掛けない。 ・施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害しない。
その他運営に関する重要事項		サービス向上の為、職員にオリエンテーション、人権、身体拘束、虐待、感染症、食中毒、事故対応、認知症、介護技術、生産性向上の研修を実施。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	なし
	夜間看護体制加算	あり
	医療機関連携加算	あり
	看取り介護加算	あり
	認知症専門ケア加算	なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅱ) あり
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) 1.62 : 1 以上

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	医療法人 桜希会 東朋八尾病院
	住所	大阪府八尾市北本町2丁目10番54号
	診療科目	内科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科
	協力内容	急変時の対応
		その他の場合：
	名称	医療法人 桜希会 東朋病院
	住所	大阪府大阪市都島区都島南通2丁目8番9号
	診療科目	内科、外科、整形外科、消化器外科、リハビリテーション科
	協力内容	急変時の対応
		その他の場合：年2回の健康診断
	名称	医療法人 橘会 東住吉森本病院
	住所	大阪府大阪市東住吉区鷹合3丁目2番66号
	診療科目	消化器内科、内科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科、整形外科ほか
	協力内容	急変時の対応
		その他の場合：入居者の診察、検査、治療、入院受け入れなど
	名称	在宅山田クリニック
住所	大阪府堺市北区長曾根町1249番	
診療科目	内科	
協力内容	訪問診療、急変時の対応	
	その他の場合：往診、検査、入院の手配	

	名称	まつばら内科・消化器クリニック
	住所	大阪府大阪市生野区勝山南4-5-6 K'sⅡ 2F3F
	診療科目	内科、消化器内科、内視鏡内科、肝臓内科、訪問診療
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：往診、検査、入院の手配
	名称	医療法人 楠会 なかやまメンタルクリニック
	住所	大阪府堺市西区津久野町1丁20-1
	診療科目	心療内科、精神科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：往診、検査、入院の手配
	名称	医療法人 卓翔会 ひまわり眼科クリニック
	住所	大阪市城東区諏訪1丁目18番4号
診療科目	眼科	
協力内容	訪問診療	
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	医療法人 宏和会 ユキ歯科
	住所	大阪府大阪市西成区千本南1丁目3番2号タイハウススクエアビル302
	協力内容	訪問診療
その他の場合：		

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他		
		その他の場合：入居者の状態の変化による居室移動		
判断基準の内容		介護度、ADLや精神状態などを判断する。		
手続の内容		居室移動承諾書の書面による手続き		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い		移動先居室に利用権が移動する。		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者		要支援、要介護		
留意事項		入居時満60歳以上。夜間帯の医療行為が必要な方は入居不可		
契約の解除の内容		以下の場合は解約予告期間において契約を解除することが出来る。 要介護認定等により入居者が自立と認定された場合。 入居者が死亡した時または、入居者、家族から解約の申し出があった時。など		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・入居契約に、虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時。 ・24時間の医療行為が必要となった時。 ・管理費その他の費用の支払いをしばしば遅滞する時。 ・建物、付属設備を故意又は重大な過失により汚損、破損または消滅した時。 ・行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす時。など。 		
	解約予告期間	1ヶ月（30日）		
入居者からの解約予告期間		1ヶ月以上		
体験入居	あり	内容	空室がある場合、1泊2日9,000円（食費3食） 最長30日	
入居定員		60人		
その他		身元引受人が設定出来ない場合は要相談		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1	
生活相談員	1	1	0	1	
直接処遇職員					
介護職員	27	20	7	24.1	
看護職員	5.6	2.6	3	3	非常勤職員は介護職兼務
機能訓練指導員	0.4	0.4	0	0.4	看護師兼務
計画作成担当者	1	1	0	1	
栄養士					外部委託
調理員					外部委託
事務員	1	1	0	1	
その他職員	4	0	4	2.1	介護助手
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	13	11	2	
介護福祉士実務者研修修了者	3	2	1	
介護職員初任者研修修了者	5	4	1	
介護支援専門員	1	1	0	
看護師	6	3	3	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (19時～7 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	0 人	0 人
介護職員	3 人	3 人
生活相談員	0 人	0 人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1 . 6 2 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士				
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1	2	8	10	1					
前年度1年間の退職者数	1	2	7	15	1					
就業した業務に従事した経験年数に 応じた人数	1年未満	1	1	5	3					
	1年以上3年未満	1	2	10	2	1				
	3年以上5年未満			3	2				1	
	5年以上10年未満	1		2				1		
	10年以上									
備考	採用者、退職者には派遣社員も含む									
従業者の健康診断の実施状況	あり 年に2回実施									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		月払い方式
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択
年齢に応じた金額設定		なし
要介護状態に応じた金額設定		なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		なし 内容： 食費の免除（日割り計算）
利用料金の改定	条件	公共料金や物価の変動により改定する場合は有る
	手続き	運営懇談会で説明

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要介護・要支援	
	年齢	60歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	
	床面積	18.0㎡～18.9㎡	
	トイレ	あり	
	洗面	あり	
	浴室	なし	
	台所	なし	
	収納	あり	
入居時点で必要な費用	前払金（家賃、介護サービス費等）	146,000円	
月額費用の合計		146,000円	
家賃		62,000円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	介護度による
		食費	51,000円
		管理費	33,000円
		状況把握及び生活相談サービス費	なし
		電気代	使用量による
備考 介護保険費用1割から3割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	設備、備品、借入利息等を基に近隣家賃を参照し勘案、算出	
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金	あり 146,000円	
食費	1日3食1,700円30日換算(喫食数による返金制度あり。)	
管理費	水道代、週2回の洗濯代を含む施設維持費	
状況把握及び生活相談サービス費	安否確認、緊急通報への対応。一般的な相談、専門機関の紹介	
電気代	電力供給会社の基本料金などにより算出	
介護保険外費用	協力連携機関により算出	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2参照	
その他のサービス利用料		

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担分
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	3人
	75歳以上85歳未満	10人
	85歳以上	31人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	1人
	要支援2	0人
	要介護1	9人
	要介護2	10人
	要介護3	12人
	要介護4	7人
	要介護5	5人
入居期間別	6か月未満	3人
	6か月以上1年未満	3人
	1年以上5年未満	28人
	5年以上10年未満	8人
	10年以上	2人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		44人

(入居者の属性)

性別	男性	11人	女性	33人	
男女比率	男性	25%	女性	75%	
入居率	73.3%	平均年齢	86.7歳	平均介護度	2.68

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	1人
	医療機関	9人
	死亡者	4人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	2人
		(解約事由の例) 入院に伴う転院や経済的な事

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		介護付有料老人ホーム ライフビュー長居公園通り
電話番号 / FAX		06-6654-6886 / 06-6654-6887
対応している時間	平日	9:00~17:30
	土曜	9:00~17:30
	日曜・祝日	9:00~17:30
定休日		なし
窓口の名称 (所在区介護保険担当)		東住吉区役所介護保険課
電話番号 / FAX		06-4399-9859 / 06-6629-4580
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝日・年末年始
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会
電話番号 / FAX		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土・日・祝日・年末年始
窓口の名称 (大阪市有料老人ホーム指導担当)		大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定指導グループ
電話番号 / FAX		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝日・年末年始
窓口の名称 (大阪市サービス付き高齢者向け住宅担当)		
電話番号 / FAX		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (虐待の場合)		大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定指導グループ
電話番号 / FAX		06-6241-6310 / 06-6241-6608
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土・日・祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険
	加入内容	介護保険社会福祉事業者総合保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	サービス提供に当たって、万が一事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害賠償の手続きを行います。ただし、入居者側に故意または重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。	
事故対応及びその予防のための指針	あり	事故対応マニュアル

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	各フロアに意見箱を設置している。	
		実施日	随時及び運営懇談会に合わせる	
		結果の開示	あり	
			開示の方法	館内掲示または運営懇談会で報告
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
開示の方法				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
管理規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針の適用外のため公開しない
財務諸表の原本	公開していない

(別添1)事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホームライフビュー	大阪府羽曳野市島泉5丁目11-2
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	ライフビューケアセンター	大阪府羽曳野市島泉5丁目11-2
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	介護付有料老人ホームライフビュー	大阪府羽曳野市島泉5丁目11-2
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	入居者、家族、施設長、生活相談員、看護師
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をする上で知り得た入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者にもりません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故、災害及び急病、負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制、事故対応マニュアル等に基づく） ・病気、発熱（37, 5℃以上）、事故（骨折、縫合等）が発生した場合、連絡先（契約時に指定した優先順位）に連絡する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係機関への報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合していない（代替措置・将来の改善計画）		
	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）
別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）
別添3（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））
別添4（介護保険自己負担額（介護報酬額の自己負担基準表））

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

令和

年

月

日

説明者署名

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助	あり	介護保険料に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	介護保険料に含む	
	おむつ代	なし	自己負担	
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	介護保険料に含む	週2回
	特浴介助	あり	介護保険料に含む	週2回
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	介護保険料に含む	
	機能訓練	あり	介護保険料に含む	別途外部サービス(ひので鍼灸整骨院)の利用も可能
	通院介助	あり	1,000円/1時間	指定範囲内(半径2km以内)、協力医療機関へは月2回までは無料
生活サービス	居室清掃	あり	介護保険料に含む	
	リネン交換	あり	介護保険料に含む	
	日常の洗濯	あり	介護保険料に含む	週2回を超える場合は400円/回
	居室配膳・下膳	あり	介護保険料に含む	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		刻み、ペースト食等の食事形態の変更や禁止食は別途対応可能
	おやつ	あり	食事代金に含む	
	理美容師による理美容サービス	あり	2,500円/回(カット、顔剃りの場合)	外部からの訪問理美容
	買い物代行	あり	介護保険料に含む	規定外のサービス回数は1,000円/回
	役所手続代行	あり	1,000円/1時間	
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり	年2回 月額費に含む	主治医の判断による
	健康相談	あり	介護保険料に含む	必要に応じ随時
	生活指導・栄養指導	あり	介護保険料に含む	必要に応じ随時
	服薬支援	あり	介護保険料に含む	必要に応じ随時
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	介護保険料に含む	毎日記録
入退院のサービス	移送サービス	あり	介護保険料に含む	
	入退院時の同行	あり	介護保険料に含む	家族様等の同行も必要
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	なし		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 2級地 10.72円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	5460		0	58,531	5,854		
要支援 2	9330		0	100,017	10,002		
要介護 1	16140		0	173,020	17,302		
要介護 2	18120		0	194,246	19,425		
要介護 3	20220		0	216,758	21,676		
要介護 4	22140		0	237,340	23,734		
要介護 5	24210		0	259,531	25,954		
		1日あたり (円)		30日あたり (円)			
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	107	11	3,216	322	
医療機関連携加算	あり	80	-	-	857	86	
看取り介護加算	あり	144	1,543	155	-	-	
		680	7,289	729	-	-	
		1,280	13,721	1,373	-	-	
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(I) イ	18	192	20	5,788	579	
介護職員処遇改善加算	(I)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 6.1%					
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
若年性認知症入居者受入加算	なし						
口腔衛生管理体制加算	あり	30	-	-	321	33	
栄養スクリーニング加算	あり	20	-	-	214	22	
退院・退所時連携加算	あり	30	321	33	9,648	965	

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用(地域密着含む)は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)
 - ※はり師・きゅう師については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上昨日訓練指導に従事した経験を有するものに限る。

(加算の概要つづき)

- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。
- ・入居継続支援加算
 - ・社会福祉士及び介護福祉法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
 - ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること
 - ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと
- ・生活機能向上連携加算
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪府に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。
- ・若年性認知症入居者受入加算
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合しているものとして大阪府に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合。
- ・口腔衛生管理体制加算
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
- ・栄養スクリーニング加算
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、大阪市長に届け出ている場合。
- ・退院・退所時連携加算
病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位するを加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に該当指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額: 級地(地域加算 %))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割又は2割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)
要支援1				
要支援2				
要介護1				
要介護2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				
個別機能訓練加算				
夜間看護体制加算				
医療機関連携加算				
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)				
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)				
看取り介護加算 (死亡日)				
看取り介護加算 (看取り介護一人当り)				
認知症専門ケア加算(Ⅰ)				
認知症専門ケア加算(Ⅱ)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)				
入居継続支援加算				
生活機能向上連携加算				
若年性認知症入居受入加算				
口腔衛生管理体制加算				
栄養スクリーニング加算				
退院・退所時連携加算				

・1ヶ月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(1割の場合)							
	(2割の場合)							

・本表は、 を算定の場合の例です。